

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日をとる
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険薬剤師の登録(保険課)
土地改良区の合併の認可(農村整備課)
- ◇ 告 示 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて
同意を求めるための発起人の届出(水産課)
- ◇ 教 委 告 示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公 告 少年指導委員の委嘱(防犯少年課)
- ◇ 雑 報 理容師試験等の実施(衛生課)

告 示

鳥取県告示第三百六十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

平成五年四月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
長谷川 真紀	鳥薬第八三九号	平成五年三月十八日

鳥取県告示第三百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定に基づき、五千石井手土地改良区、日野川左岸土地改良区及び佐野川土地改良区の合併を平成五年四月一日認可したので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年四月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 合併により設立する土地改良区

西部土地改良区

二 合併により解散する土地改良区

五千石井手土地改良区

日野川左岸土地改良区
佐野川土地改良区

鳥取県告示第三百六十二号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条の二第二項に規定する同意を求めることについて、発起人になろうとすることに係る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年四月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項		漁業者調査の続覧	
発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所
西伯郡中山町御崎二九八 森 長 武 志 西伯郡中山町岡五四五 松 井 良 夫 西伯郡中山町下甲七一五 森 長 貞 己	中山加入区	漁業災害補償法 第百四条第二号 に掲げる漁業	中山漁業 協同組合
			期 間
			平成五年四月二 日から同月十七 日まで

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成五年四月二日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一 日時 平成五年四月九日（金） 午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

1 鳥取県高等学校教育審議会委員の解職について

2 その他

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成5年4月2日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

氏名	住所	活動区域	
平田安光	鳥取市栄町104	鳥取県周辺地区(鳥取市東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、未広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目区域)	
伊藤靖恵	鳥取市吉方温泉一丁目620-3		
濱崎道弘	鳥取市未広温泉町159		
下山輝子	鳥取市吉方温泉一丁目119		
佐竹正善	鳥取市南吉方二丁目22-1		
小谷浩之	鳥取市未広温泉町557		
坂本憲二	鳥取市弥生町272		
石井明	鳥取市瓦町609		
内海隆	倉吉市堺町二丁目934		倉吉市街地区(倉吉市明治町、明治町二丁目、大正町一丁目、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、研屋町、堺町二丁目及び宮川町一丁目区域)
山崎了一	倉吉市中江171-1		
西野良子	倉吉市明治町二丁目1		
塩見章生	倉吉市天神町233-7		
柿田弘治	米子市万能町193	上井地区(倉吉市上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)	
西岡敏	米子市東町307		
下嶋睦夫	米子市未広町241		
		米子駅前地区(米子市明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)	

土井祐吉	米子市東倉吉町42	朝日町地区(米子市朝日町、西倉吉町、尾高町、角盤町一丁目、角盤町二丁目及び東倉吉町の区域)	
高田文夫	米子市朝日町1		
田部五十鈴	米子市朝日町30		
大津賀常允	米子市角盤町一丁目5		
下村静夫	米子市上福原1804-96		皆生地区(米子市皆生及び上福原の区域)
黒瀬勲	米子市上福原1337		
竹本勲	米子市上福原1495-8		

報 告 公 報

理容師法(昭和22年法律第234号)第3条第1項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定による美容師試験の平成5年度第1回実地試験を次のとおり実施する。

平成5年4月2日

財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 柳 瀬 孝 吉

- 1 試験期日 平成5年6月28日(月)
- 2 試験会場 鳥取市南吉方一丁目71-3

鳥取県理容美容高等専修学校

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部（持参又は郵送による。）

(2) 受験願書受付期間

平成5年5月24日（月）から同月28日（金）までの日の午前10時から午後4時まで（郵送の場合は、5月28日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。）

(3) 受験手数料

13,000円を所定の方法により納付すること。

4 その他

(1) 受験願書等配布場所

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

(2) 受験願書等配布期間

平成5年4月28日（水）から同年5月20日（木）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 問合せ先

〒680 鳥取市弥生町302-2

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

（電話0857-29-6086）